

令和6年12月6日
健康福祉局高齢施設課

「横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」の廃止に係る意見公募について

「横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」では、介護保険法、介護保険法施行規則に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者等の指定等に関し必要な事項を定めています。この度、令和5年3月31日に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が公布され（令和5年厚生労働省令第46号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第125号）が告示されたことに伴い、「横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」を廃止します。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで

2 概要

介護サービス事業者等が市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。介護保険法施行規則に様式が制定されたことに伴い、「横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」を廃止する。

3 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kf-shisetsu@city.yokohama.lg.jp

横浜市健康福祉局高齢施設課 意見公募担当 宛て

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局高齢施設課 意見公募担当 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：045-641-6408

横浜市健康福祉局高齢施設課 意見公募担当 宛て

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

5 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局高齢施設課 意見公募担当 宛て

電話番号：045-671-3923

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上